

第2章 計画の目標と方針

1 緑のまちづくりの目標

(1) 都市づくりの基本的な視点

少子高齢化の進行，人口減少社会への移行，地球環境問題への関心の高まり，フロー主体からストック重視への政策の転換，地方分権の進展，国・地方における財政事情の制約の増大など，都市づくりを取り巻く環境の変化を踏まえて，次のような基本的視点で本計画を策定します。

ア 地域資源と環境重視の都市づくり

地球環境問題や歴史・文化，安全・安心への関心の高まりなど，市民の都市づくりに対するニーズに対応するため，本市の貴重な資源である自然環境，景観，歴史的・文化的資源の保全，継承，活用を図るなど，自然環境や地域資源を重視した持続可能な都市づくりを進める必要があります。

イ スtock重視の都市づくり

厳しい財政事情などの制約の中で，限られた資源を効果的に活用しながら，都市機能の向上と安全性，快適性の向上を図るため，既存の市街地の再整備，都市施設，公共公益施設の有効利用など，ストック重視の都市づくりを進める必要があります。

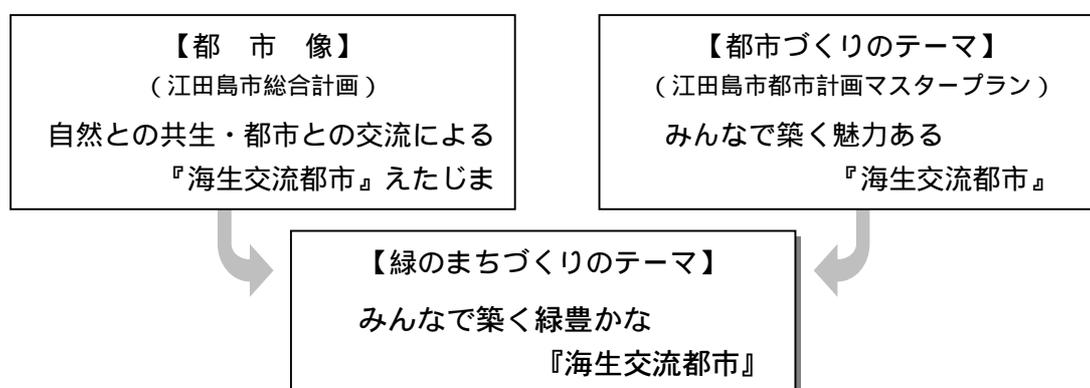
ウ 市民と行政との協働による都市づくり

地方分権の進む中で，豊富かつ多様な地域資源を地域の創意・工夫のもとに活用し，交流豊かで活力と魅力のある都市づくりを進めるため，市民と行政との協働による取組を一層強化する必要があります。

(2) 緑のまちづくりのテーマ

少子高齢化が進む中で誰もが安心して，快適に暮らせる都市環境を実現するためには，住民と行政，関係機関，事業者等との協働により，幅広い都市づくり施策との整合を図りながら，緑豊かな都市づくりに取り組む必要があります。

このため，江田島市総合計画に掲げられている都市像と江田島市都市計画マスタープランに掲げられている都市づくりのテーマを受けて，次のようなテーマを掲げます。



注：『海生交流都市』とは，自然(海，島)とともに生き，自然にはぐくまれ形づくられた歴史や文化を大切にしながら，多彩な交流を生み出し，まちの「住みよさ，美しさ，元気」を高め，江田島市の個性と魅力を育てていくことを意図するものです。(江田島市総合計画)

(3) 緑のまちづくりの目標

都市づくりの基本的な視点とテーマを踏まえて、次のような緑のまちづくりの目標を掲げます。

優れた自然と歴史文化を育むまち

旧海軍関連の文化遺産と一体的な緑地、自然海岸などの貴重な緑地などを保全するとともに、市民が自然や歴史・文化にふれ合うことのできる場として活用し、魅力に満ちたまちの実現を図ります。

地球環境に優しく持続性のあるまち

水源かん養、大気の浄化などの環境保全機能、災害防止、低減機能などの重要な機能を有する森林の保全、育成により、地球環境に優しく持続性のあるまちの実現を図ります。

島の特徴を活かした美しいまち

瀬戸内海に浮かぶ島の景観、岬状緑地、海岸線、各地域に分布する文化的資産と一体的な緑地による景観、栈橋の景観など、特徴のある景観などを保全するとともに、市街地・集落の緑化、景観対策を進め、美しいまちの実現を図ります。

安全・安心で快適に暮らせるまち

市街地・集落における身近な緑とオープンスペースの保全・創出、既存の都市公園等のレクリエーション空間、防災空間としての活用、公害、災害の防止、低減に資する緑地の保全等により、誰もが安全・安心で、快適に暮らせるまちの実現を図ります。

交流の盛んな活力に満ちたまち

既存の都市公園等、レクリエーション地を活用するとともに、眺望点、自然海岸、歴史資源などを交流、レクリエーションなどの場として活用し、市民相互や他地域の人々との交流を促進し、誰もが楽しく集い、交流できる活力に満ちたまちの実現を図ります。



【市の花：菊】



【市の木：桜】



【市の魚：カキ】

2 緑地の確保目標

(1) 将来人口の設定

将来人口は、都市計画マスタープランを受けて、平成32(2020)年25,000人、平成42(2030)年21,000人とします。

表 将来人口の設定

年次	平成17(2005)年	平成32(2020)年 (目標年次)	平成42(2030)年 (参考)
人口	29,939人	25,000人	21,000人

注：平成17(2005)年は国勢調査

(2) 緑地の確保目標

現状の緑地割合は、市街地・集落約16%、行政区域約82%です。

将来の緑地割合は、現状の緑地量を維持することとして目標水準を設定します。

このうち市街地・集落については、市街地・集落に接続する樹林地等の緑地を含めて概ね30%確保することとします。

表 緑地の確保目標水準（平成32(2020)年）

	市街地・集落	行政区域
緑地の確保目標量	概ね 330 ha	概ね 8,400 ha
緑地の割合	概ね 30 %	概ね 83 %

注：緑地の割合は、市街地・集落は約1,080ha（用途地域の指定されている区域及び市街地・集落の連たんしている区域）、行政区域は10,094ha（現状の面積）に対する値

(3) 都市公園等として確保すべき緑地の目標

都市公園等として確保すべき緑地の目標水準は、平成32(2020)年において、約59ha（行政区域人口一人当たり24㎡）とします。

表 都市公園等として確保すべき緑地の目標

年次	平成21(2009)年	平成32(2020)年 (目標年次)	平成42(2030)年 (参考)
都市計画公園等	20.4 ha (7.3 ㎡/人)	約 20 ha (8 ㎡/人)	約 20 ha (10 ㎡/人)
都市公園等	52.57 ha (18.9 ㎡/人)	約 59 ha (24 ㎡/人)	約 59 ha (28 ㎡/人)

注-1：市民一人当たり面積は、行政区域人口に対する値

-2：平成21(2009)年の都市計画公園等は、都市計画決定かつ整備済みの公園緑地に鹿田公園（カントリーパーク）を加えたもの、都市公園等は、都市計画公園等に公共施設緑地（市条例による公園、港湾整備による公園緑地など）を加えたもの。

-3：平成32(2020)年及び同42(2030)年の都市公園等の面積は、小中学校跡地グラウンド面積を加えた値

3 緑の施策の方針

(1) 緑地の保全

ア 良好な環境を有する緑地の保全

自然海岸，貴重な植物群落などの優れた自然環境，文化的資産と一体的な緑地，環境保全機能を有する一団の緑地などを保全するため，風致地区等の指定を行うとともに，保安林等既存制度の活用を図ります。

イ 良好な景観を構成する緑地の保全

瀬戸内海に浮かぶ島の景観，島状・岬状緑地など良好な景観を構成する緑地を保全するため，風致地区等の指定を行うとともに，保安林等既存制度の活用を図ります。

ウ 防災機能を有する緑地の保全

土砂災害警戒区域周辺の森林，土砂災害危険箇所の後背に位置する森林，緩衝緑地としての役割を持つ森林など，災害の防止，低減に資する緑地を保全するため，風致地区等の指定を行うとともに，保安林等既存制度の活用を図ります。

エ 市街地・集落内の緑地の保全

市街地・集落内の良好な環境，景観の形成に寄与する社寺林，島状の樹林地，独立樹等を保全するため，風致地区，保存樹・保存樹林の指定，地区計画の活用などを図ります。

(2) 施設系緑地の確保

ア 身近な公園の維持・活用

市街地・集落において，市民が休息，運動，コミュニティ活動などの場として身近に利用できる街区公園，近隣公園，地区公園などの住区基幹公園を維持・活用することとし，不足している地区において，計画的な整備を図ります。

イ スポーツ・レクリエーションの場の維持・活用

市民の休息，散歩，自然鑑賞，運動などの多様なレクリエーション需要に対応するため，既存の運動公園等の維持・活用を図ります。

ウ 自然とのふれあいの場の維持・活用

市民が自然とふれあい，自然を学ぶ場を確保するため，既設レクリエーション地の維持・活用を図るとともに，貴重な自然，史跡等の資源を生かした公園，ハイキングコースなどの整備を進めます。

エ 公共施設緑地の活用

市民の身近な休息，運動，コミュニティ活動の場を確保するため，既設の公共施設を活用するとともに，小中学校跡地のグラウンド等の活用を図ります。

オ 歩行者空間等のネットワーク化

市民が都市公園等を安全かつ円滑に利用できるよう，主要な道路の歩道整備，海岸沿いの歩行者

空間の整備等を推進し、都市公園等を結ぶ歩行者空間のネットワーク形成を図ります。

また、市内に豊富に分布するレクリエーション地、自然とのふれあいの場の利用を促進し、交流豊かなまちづくりを進めるため、これらを結ぶ道路、散策路などの整備を進めます。

(3) 都市公園等の機能の充実

ア 都市公園等のバリアフリー化

子ども、高齢者・障がい者などを含む全ての市民が、都市公園等を安全かつ快適に利用できるよう、公園のバリアフリー化を進めます。

イ 都市公園等の防災機能の強化

市民が地震火災等の災害時に安全に避難できるよう、近隣公園、地区公園、運動公園、小中学校等を避難地として位置づけ、必要に応じ、防災空間としての整備を推進します。

また、都市計画道路の整備等により、これらの避難地を結ぶ避難路の整備を図ります。

(4) 都市緑化の推進

ア 都市公園等の緑化

都市公園等の快適さと魅力を高めるとともに、都市環境の向上に資するため、既設の都市公園等の緑化率の向上を図ります。

イ 公共施設等の緑化

快適な都市環境、景観を創出するため、道路、棧橋、海岸線沿い、下水処理施設、官公庁施設、公共賃貸住宅、教育施設等の公共建築物等の敷地の緑化を進めます。

ウ 民有地の緑化

緑豊かで快適な環境の市街地の形成を図るため、住宅地、商業地、工業地などの土地利用特性に配慮しながら、市街地の緑化を促進します。

(5) 緑のまちづくりへの市民参加

ア 市民参加による都市公園等の管理等

市民の参加と協力による公園の管理・運営を促進するため、ワークショップ方式による公園づくりを推進するとともに、地域住民団体による街区公園等の管理・運営のための制度の充実を図ります。

イ 市民、民間事業者等の参加の支援

市民、民間事業者等の緑化への参加を促進するため、緑化の手法、事例等を紹介した手引書、広報誌の発行など広報活動の充実を図るとともに、活動団体、活動内容などに関する情報提供、団体相互の交流、団体の育成など、取り組みを支援する体制の充実を図ります。